

北朝鮮のミサイル発射に抗議する決議

平成29年8月29日午前5時58分頃、北朝鮮が我が国の方向に向けて発射したミサイルは、北海道の上空を通過し、襟裳岬東方約1,180kmの太平洋上に落下したものと推定される。

北朝鮮により繰り返される弾道ミサイルの発射により国民の不安が増している中、我が国の上空を通過するようなミサイルが発射されたことは、国民の安全・安心に対し、これまでにない極めて重大かつ深刻な事態であり、断じて容認できない。

北海道・北東北地域としては、北朝鮮に対し、改めて、関連する国連安保理決議を即時かつ完全に履行し、地域の平和・安全を脅かす挑発行為を即刻中止するよう、強く求める。

以上、決議する。

平成29年8月31日

北海道知事	高橋はるみ
青森県知事	三村申吾
岩手県知事	達増拓也
秋田県知事	佐竹敬久